

当日配布資料

◆「第7期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、第3期障害児福祉計画(中間案)」に対する長岡市障害者施策推進協議会委員からの意見・質問一覧

No.	該当箇所		意見・質問の内容	市の考え	担当課
1	資料 No.1	全体的に	何度か出てくる「親なき後の支援」の言葉の意味が現実に即しているかの検討が必要ではないか。	ご指摘いただいた「親なき後の支援」については、「親なき後を見据え」と「親なき後の支援を見据え」が混在していますので、国の示す「地域生活支援拠点等」で用いている「親なき後を見据え」に統一します。	福祉課
2	資料 No.1 ・ 総論	第3章1～2 施策体系 (13～19ページ)	各ページの項目番号について、修正したほうがよい。例えば、15ページで「2 施策体系の概要」→「(1)差別解消…」→「1 ともしび運動」とあるが、数字(項目番号)が「2→(1)→1」と大きい方に戻っており、13～14ページ施策の体系図と合わせるようにした方がよい。具体的には、13ページの「1 施策の体系図」を「第1 施策の体系図」、15ページの「2 施策体系の概要」を「第2 施策体系の概要」とし、その下の(1)を1に、1を(1)にすれば、13と14ページの項目番号とも一致するのでよい気がする。(第1をローマ数字Ⅰとしてもよいが。)	ご指摘を参考に次のとおり修正します。 ・13ページ 「1 施策の体系図」を「1 施策の体系図及び施策体系の概要」に修正し、その下に<施策の体系図>を追記 ※番号は破線で囲まれているため修正しない。 ・15ページ 「2 施策体系の概要」を削除、<施策体系の概要>を追記し、以降(1)を1へ、1を(1)へ修正する。 ※(例)1 差別解消に向けた相互理解への取組 (1)ともしび運動 ・上記修正に伴い目次の総論部分 第3章の「1 施策の体系図」を「1 施策の体系図及び施策体系の概要」に修正し、2を削除する。	福祉課
3	資料 No.1 ・ 総論 ・ 各論	第3章2(6)1 スポーツ・レクリエーション の振興 (18ページ) ・ 第6章第1節 スポーツ・レクリエーション の振興 (57ページ)	パラアスリートに関する記載がありますが、デフアスリートを記載するべきではないか。2025年にデフリンピック東京が開かれる中で、デフリンピックやデフアスリートなどの支援がないと見られる文章になっている。将来には、当市からデフリンピック選手が出場するかもしれないため、支援は必要ではないか。	アスリートへの支援について、市では激励費を支給しております。今年度もデフアスリートへの支給実績があり、今後も支援を継続してまいります。	福祉課

No.	該当箇所		意見・質問の内容	市の考え	担当課
4	資料 No.1 ・ 各論	第1章第1節 ともしび運動 (21ページ)	「計画の方向」2「ふれあいと相互理解の促進」について。市主催の事業中心でなく、「地域コミュニティーセンターや社会福祉協議会をはじめ、民間団体が実施する各種文化、スポーツ、交流活動などの事業を積極的に支援します。」に変更がよい。	ご指摘を参考に次のとおり修正します。(白丸3項目) 「障害のある人となない人とが集い、より豊かな生き方を探るために、各種団体が実施する文化、スポーツ、交流活動などの事業を積極的に支援します。」	福祉総務課
5	資料 No.1 ・ 各論	第1章第2節 障害と障害のある人に対する 理解の普及啓発 (24ページ)	2020年のバリアフリー法改正に伴い、「心のバリアフリー」の推進が挙げられている。市民への意識啓発として動画はどうか。 ※静岡県のPR動画「心と社会のバリアフリー」のようなものを作成したらどうか。 https://www.youtube.com/watch?v=oMT77Alj17U	今後の啓発活動を進めるにあたり、参考にさせていただきます。	福祉課
6	資料 No.1 ・ 各論	第1章第2節 障害と障害のある人に対する 理解の普及啓発 ともしび運動ポスター展 (25ページ)	「ともしび運動」に関するポスター募集は、小学3年生から中学生が対象だが、一般や障害当事者の枠があってもよいのではと感じる。自分も子どもの頃に描いているはずだが、義務的印象が強く誰もが当事者になり得るということが伝わりづらいように感じる。	ともしび運動ポスター展は、児童・生徒の福祉に対する関心や理解を深めることを目的に、福祉教育の一環として実施しているため、募集対象を小学3年生から中学3年生としています。今後のポスター展の実施にあたり、いただいたご意見を参考にさせていただきます。 またポスター展は、各小・中学校の判断により授業の題材や夏休みの課題などで取り組んでいただいています。今後は、福祉読本の教員用資料などにより児童へのフォローアップを充実させ、将来的な福祉意識高揚につながるような工夫を検討してまいります。 なお、現在一般向けには長岡市社会福祉協議会のボランティア大学という事業の中で障害者福祉についての講義を行ったり、障害のある方が調理や接客を行うカフェく・る～むなどを設置し、障害者福祉への理解を図っています。	福祉総務課
7	資料 No.1 ・ 各論	第2章第5節 地域福祉の推進 (35ページ)	「現状と課題」白丸2項目「障害者団体に関する記載」を踏まえ、「計画の方向」について。既に組織の維持が困難な団体、地域が多い中、市と当事者双方の議論を深める必要があるのではないだろうか。	当事者団体、支援団体へ運営補助を行っておりますが、各団体により事情も異なるため、今後も意見交換を継続しながら、個別にご相談させていただきたいと考えております。	福祉課

No.	該当箇所		意見・質問の内容	市の考え	担当課
8	資料 No.1 ・ 各論	第2章第7節 情報提供と 意思疎通支援の推進 (40ページ)	「現状と課題」白丸1項目「障害のある人が自ら有する能力を最大限に生かし、自立と社会参加をするためには、的確かつ十分な情報の収集やコミュニケーションの手段を確保する必要があります。」及び7項目3段落目「また、障害のある人は、障害の種類や程度でパソコンの操作方法が異なるため、ICTの活用能力により情報格差が生じないよう、障害の状況に応じた人的支援が必要です。」の記載を踏まえ、具体的人的支援の検討が必要と思われる。	ホームページについて機能改善を図りました。今後も、わかりやすく、情報を取得しやすくなるよう努めてまいります。その他の場面においては、どのようなお困りごとがあるのか、当事者の方のご意見を伺いながら改善に向けて協議してまいります。	福祉課
9	資料 No.1 ・ 各論	第2章第7節 情報提供と 意思疎通支援の推進 (40ページ)	「計画の方向」白丸6項目後半に、「DXを通じて利用者の利便性向上に取り組みます。」と記載があるが、活用方法の指導も必要と考えられるため、「利便性向上のためDX活用講座を開催します。」を追記したらどうか。	ご指摘いただいた箇所を「DXを通じて利用者の利便性向上や周知に取り組みます。」に修正します。 今後も、現在行っているパソコン講座を活用し、利便性の向上に努めてまいります。	福祉課
10	資料 No.1 ・ 各論	第5章第1節 雇用・就労施策の促進 (54ページ)	法定雇用率が2024年から2.5%、2026年から2.7%になる。それに関する対策も記述する必要があると考える。 ※「現状と課題」白丸1項目	「現状と課題」白丸1項目3行目「57.2%を上回っています。」の後に「法定雇用率は、今後段階的な引き上げが予定されているため、継続して達成できるような取組が必要です。」を追記します。	福祉課
11	資料 No.1 ・ 各論	第5章第1節 雇用・就労施策の推進 (55ページ)	「計画の方向」に、令和7年10月から新設される「就労選択支援サービス」の記載がないが、令和8年度までの計画であれば、新サービスをどのように活用するかを盛り込み、就労移行事業所等からの一般就労への移行を促進する一つの視点として整理した方がよいと思う。	ご指摘いただいた「就労選択支援」の内容については、「計画の方向」白丸3項目「相談支援専門員等による適切なアセスメントにより、障害のある人それぞれの状況に応じた適切なサービスを適切な時期に利用できるよう調整を図ります。」の部分に包括して記載しています。なお、「就労選択支援」については、サービス見込量等について、90ページ第8章に記載しております。	福祉課
12	資料 No.1 ・ 各論	第5章第1節 雇用・就労施策の推進 (55ページ)	「障害者職場実習支援等就労促進事業」と「障害者ワークステーション運営事業」の過去3年間の実績（受入数、就職数、支援件数等）を教えてください。	別添補足資料をご参照ください。	福祉課

No.	該当箇所		意見・質問の内容	市の考え	担当課
13	資料 No.1 ・ 各論	第6章第1節 スポーツ・レクリエーション の振興 (57～58ページ)	パラリンピック・パラスポーツ・パラアスリートと言葉を引用しているため、「ハンディスポーツ」と「ハンディテニススクール」におけるハンディという言葉は、変更した方がよいと考える。	「ハンディスポーツ」は「パラスポーツ」に修正します(57ページ「現状と課題」白丸2項目2行目、同ページ「計画の方向性」白丸1項目ウ、58ページ「主要事業」の表中1項目)。 「ハンディテニススクール」は「テニススクール」に修正します(58ページ「主要事業」の表中3項目)。	福祉課
14	資料 No.1 ・ 各論	第6章第2節 文化活動の推進 (59ページ)	「現状と課題」白丸3項目「すこやか・ともしびまつりは、障害のある人や高齢者の文化活動を披露する場として年々充実してきています。」の記載を踏まえ、ふれコンの在り方を検討し、より多くの障害者が参加できる場の設定を希望する。	文化活動の披露の場は、障害者理解の促進、啓発のためにも重要であるため、いろいろなイベントを積極的に活用してまいります。	福祉課

No.	該当箇所	意見・質問の内容	市の考え	担当課
15	資料 No.1 ・ 各論 第6章第2節 文化活動の推進 (59ページ)	<p>「計画の方向」白丸1項目に、「すこやか・ともしびまつりにおいて、障害のある人や高齢者の趣味・創作活動の成果発表の場を設けます。」と記載があるが、今年度の「すこやか・ともしびまつり」をみると、今までとはかなり違った展示内容（今までのような作品展示の場がない）となっている。障害者団体の中には、なかなか大規模な発表の場がなく、この日を目指して作品を創作しているところもあり、障害を克服しながら創作した作品を展示する場がなくなり、困惑している方々もいる。今後も今年度のようなスタイルで開催されていくのか。</p>	<p>すこやか・ともしびまつりの作品展示は、コロナ禍において、イベント参加が困難になった施設利用者の生きがいがづくりに貢献できるよう、作品等を市のホームページにて公開する「すこともWEB美術館」として令和4年2月より実施しております。以前はまつり会場にて作品鑑賞ができる施設利用者が中心となり作品制作及び展示をしていましたが、会場にお越しになれない重度障害者等に配慮し、WEB展示にしたことで作品展示・鑑賞ができるようになったと評価をいただいております。当面の間、WEB展示を継続する予定ですので、今後も施設利用者の制作意欲向上につながるよう、手法を検討するとともに、WEB美術館について周知してまいります。</p> <p>なお、ご指摘を参考に次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21ページ（2「ふれあいと相互理解の促進」白丸2項目最初の文章） <p>「すこやか・ともしびまつり」を開催し、広く市民に健康づくりと福祉への理解を呼びかけます。また、市内介護・障害福祉事業所利用者が日ごろ制作した様々な作品を展示する場として「すこともWEB美術館」を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・59ページ（「現状と課題」白丸3項目） <p>「すこやか・ともしびまつり」では、障害のある人や高齢者が作品の展示・販売や活動紹介をする場を設けています。また、特別事業「すこともWEB美術館」として、WEB上で市内福祉施設利用者の作品展示と活動紹介を行っています。</p> <p>（「計画の方向」白丸1項目）</p> <p>引き続き「すこやか・ともしびまつり」の実施により、障害のある人や高齢者の活動をPRする機会を設けることで、福祉施設利用者の生きがいがづくりに貢献するとともに、広く市民に福祉への理解を呼びかけます。</p>	福祉総務課

No.	該当箇所		意見・質問の内容	市の考え	担当課
16	資料 No.1 ・ 各論	第7章第3節 公共交通対策の推進 (65ページ)	「現状と課題」白丸2項目に、「長岡市では、平成14年度に交通バリアフリー法に基づき、公共交通機関を利用して中心市街地を訪れる高齢者や身体障害のある人の移動の円滑化を総合的に推進するため、…」と記載があるが、本市の現状を見ると、地方都市においては必ずしも中心市街地の整備にこだわる事は無く、各地域の課題があるはずで、現状に即した対応が必要ではないだろうか。(各地域におけるバス待合所の上屋の設置、歩道整備、音響式信号機の設置、他)	基本構想策定に関わらず、本項目最後の行に記載してありますとおり「全市的にバリアフリー化の促進に取り組む必要がある」と考えています。また、バス待合所の上屋の整備や公共交通のサービスレベル向上については、令和5年3月策定の「長岡市地域公共交通計画」に施策として位置付けており、引き続き整備を進めてまいります。	都市政策課 交通政策室
17	資料 No.1 ・ 各論	第7章第3節 公共交通対策の推進 (66ページ)	バリアフリー新法と交通バリアフリー法は、使われていないものである。	バリアフリー新法については、正式名称の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に修正します。交通バリアフリー法の表記については、削除します。	都市政策課 交通政策室
18	資料 No.1 ・ 各論	第8章1(1) 福祉施設の入所者の 地域生活への移行 (74ページ)	【第7期数値目標】の【目標値】入所者削減見込数は、計算上必要なのか。死亡や入院等で変動があり、また必要な入所の方はいるため、地域生活移行者数だけでよいのではないか。	施設入所者数について、国は障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行の指標としており、福祉計画において、地域生活移行者数とともに入所者削減見込数の目標値を設定する必要があります。入所者削減見込数は、国の指針に基づき掲載しておりますことをご理解ください。	福祉課
19	資料 No.1 ・ 各論	第8章1(4)①、第8章2(2)⑧ 福祉施設から一般就労への 移行、就労継続支援(B型) (78、93ページ)	就労継続支援B型からの一般就労移行者が増えるような支援や対応を検討してほしい。高等総合支援学校卒業後すぐのB型利用希望者は、今後も一定数見込まれる。一般就労移行者が増えないと事業所の定員にも空きができず、B型の利用が困難になる状況が生じることが懸念される。	79ページ「目標達成のための基本的方向」に記載のとおり、今後も関係機関と連携を図りながら一般就労への移行を進めてまいります。	福祉課
20	資料 No.1 ・ 各論	第8章1(4)③ 就労定着率7割以上の 就労定着支援事業所の割合 (80ページ)	「令和4年度実績(5箇所)を基準に、令和8年度までに2割5分以上(2箇所)となることを目標として設定」の部分がよくわからない。	就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数を目標値として定めたものであり、令和4年度事業所数の5箇所に対して2割5分を乗じた数値(計算上1.25箇所)を、切り上げて2箇所としています。当市では現在全5事業所で就労定着率7割以上を維持しておりますが、国の指針に基づき箇所数を設定しております。	福祉課

No.	該当箇所		意見・質問の内容	市の考え	担当課
21	資料 No.1 ・ 各論	第8章2(2)① 生活介護 (86ページ)	生活介護利用人数が減少しているとのことであるが、特に強度行動障害に該当すると思われる方の、卒業時の受け入れ先が決まらない現状がある。週1のみ、短時間のみという状況で、保護者の負担が大きい。対策の検討をお願いしたい。	令和4年度から強度行動障害がある者の受入を促進するため、生活介護事業所に向けた施設整備補助金と体験通所補助金の2種類を創設して実施しています。また、強度行動障害がある者を支援する職員のスキルを向上させる研修会も定期的に行い体制強化に努めております。特に研修会においては、サービス提供事業所間の支援の工夫などに関する情報提供・意見交換が活発にされ、法人の垣根を超えたつながりが形成されつつあります。これらの取組もあってか、令和4年度から令和5年度にかけては、例年になく生活介護事業所が新設されるなど、各法人の皆様にも地域課題として取り組んでいただいていると感謝しております。今後も、見込量確保のための方策のとおり、本事業を継続実施し、希望する利用ができる体制作りを進めてまいります。	福祉課
22	資料 No.1 ・ 各論	第8章2(4)② 地域移行支援 (102ページ)	「現状と課題」最後の行に、「地域包括ケアシステムの構築を目指していく必要があります。」と記載があるが、以前から、「目指す必要がある。」とになっていませんか。いつになったら構築されるのか。早期の構築を求めます。	ご指摘いただいた「地域包括ケアシステム」は現在の社会資源に加え、誰一人として取り残すことのないようにという趣旨で、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場」で、より一層の体制整備を進めております。よって、表記を「地域包括ケアシステムをより一層進めていく必要があります。」に修正します。	福祉課
23	資料 No.1 ・ 各論	第8章2(4)③ 地域定着支援 (103ページ)	緊急時訪問・対応の必要性とともに、状態悪化に備えた平時の支援や調整（クライシスプラン作成）の重要性も記載があるとよい。	平時から状態悪化に備え、クライシスプランを作成することは、障害がある方が自身の状態を客観的に認識し、状態の悪化を防ぐためにも重要であると考えます。しかし、障害福祉計画は、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保と業務の円滑な実施を定めることとしており、サービス内容の詳細については、記載していないことをご理解ください。	福祉課

No.	該当箇所		意見・質問の内容	市の考え	担当課
24	資料 No.1 ・ 各論	第8章3、第8章3(2)①ウ 地域生活支援事業の実施に 関する事項、日中一時支援 (104、122ページ)	保護者のライフスタイルも変化しており、仕事をしている方も多い。そのような保護者から、福祉サービスの利用が終わる15時から18時頃までの間の日中一時支援等の利用希望の声が多く聞かれる。しかしながら、事業所の数は非常に少ない。仕事の変更や辞めざるをえない状況となることを危惧している。ぜひ、不足解消に向けて具体策を検討していただきたい。	令和4年度に実施した福祉サービス等供給実態調査では、週末や夏休みに利用が集中しており、施設設備の問題や、利用者の障害特性を踏まえた職員体制が確保できないことから利用をお断りしていることがわかりました。また、利用者側の問題として、放課後等デイサービスと重複予約し、キャンセルすることがあり、受け入れに影響が出ているようです。現在事業者数は48箇所あり、調査時はすべての事業所で平日混雑している状況は確認できませんでしたが、ご意見を踏まえ、今後もサービス提供体制を確保するために、事業所からいただいたサービス不足の解決策について「長岡市障害者自立支援協議会」の専門部会の活用するなど、関係者と協議の上取り組んでまいります。	福祉課
25	資料 No.1 ・ 各論	第8章3(1)⑨ア 移動支援事業（個別支援型） (115ページ)	「現状と課題」最初の段落に、「新型コロナウイルスの影響で実績は見込みに比べ大きく下回りました。今後は、新型コロナウイルス感染の収束により、…徐々に需要が回復と見込まれます。」と記載があるが、行動援護や移動支援が事業所によって縮小したのではないかと。サービス見込み量の中で、どのように反映しているのか。事業所任せになっていないか。今後の見通しはどのように考えているのか。	外出支援サービス（行動援護・同行援護・移動支援）の需要は、年々高まっています。新型コロナウイルス感染拡大による利用者減少の影響から事業縮小等となった事業所もありますが、移動支援の事業所数は、年々微増傾向にあります。 サービス見込み量については、利用者の外出の頻度・内容に起因するサービスであることから、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度から実利用者数が顕著に減っていましたが、収束による影響を考慮し、利用が徐々に増加するとしています。	福祉課

No.	該当箇所		意見・質問の内容	市の考え	担当課
26	資料 No.1 ・ 各論	第8章3(2)② 社会参加支援 (123ページ)	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業について（現状と課題の※部分）。悠久山プールが老朽化により利用できなくなったが、今後、市としてプールの整備をする予定はないのか。教室参加者は、今、どのように水泳に親しんでいるのか把握されているか。今後、この分野での事業は、どのようにして推移していくのか。	悠久山プールの閉鎖後に引き続き活動を望まれた団体は、県と協議のうえで県営プールで活動を継続しています。県営プールで不足する施設備品については、困りごと解消に向けて協議しております。 今後のプール整備については、市民の水泳ニーズを把握しながら、適切な環境づくりに努めてまいります。 悠久山プールの教室参加者については、全員ではありませんが、水泳関連のサークルに参加されているというお話を聞いております。プール利用についてのお問合せもありますので、今後も個別にご相談に対応してまいります。 スポーツ事業については、障害者向けのスポーツ教室のほか、障害の有無にかかわらず楽しめるパラスポーツの体験会等を開催する予定です。	福祉課 ・ スポーツ 振興課
27	資料 No.1 ・ 各論	第9章2(1)⑥ 医療的ケア児等 コーディネーターの配置 (137ページ)	コーディネーターの役割に係る検討について、当部も協働させていただきたいと思う。よろしく願いたい。	まずは、市の関係課で検討を進めておりますが、「新潟県医療的ケア児支援センター」からも同様の言葉をいただいております。大変心強く感じております。今後も引き続きよろしく願います。	子ども家庭 センター
28	資料 No.2	パブリックコメントの実施について	閲覧場所は、リバーサイド千秋やアクロスプラザのサービスセンターにも設け、ポスター掲示もしてほしい。市のwebサイトまで行く人は相当関心を持っていると思うが、普段そのような興味を持たない人にも知ってもらいたい。また、高齢の方は、スマホやPCを持っていない場合もある。	長岡市パブリックコメント実施要項において、案の公表は、「担当課の窓口」における閲覧又は配布等により行う旨の記載があるため、福祉窓口や各支所に閲覧場所を設置しております。いただいた御意見により関係課と閲覧場所等の確保ができないか協議しましたが、以下の理由により実施不可となりました。引き続き、幅広く意見を求められるよう検討してまいります。 【実施不可理由】 ・サービスセンターは、スペースが狭く、取り扱いサービスを案内し提供するための書類等により既にフル活用している状況であり、計画書の設置やポスター掲示の場所を確保することは厳しい。	福祉課

【項番12】 「障害者職場実習支援等就労促進事業」
「障害者ワークステーション運営事業」
過去3年間の実績について

○市役所内職場体験実習 実績

	R2	R3	R4
実習受け入れ人数	32人	34人	27人

○企業実習支援実績

	R2	R3	R4
支援実施回数	32回	44回	41回
実利用者数	28人	13人	14人
就職者数※	17人	8人	10人

※実習した年度中に就労した者

○障害者ワークステーション

	R2	R3	R4
雇用	3人	1人	2人
一般就労	1人	1人	2人
その他退職※	0人	0人	1人

※一般就労に至らずワークステーションを退職した者